

ウィークリースタンス実施要領

(令和2年8月19日技管-271)

(目的)

第1条 ウィークリースタンスとは、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に工事及び業務を履行することによって品質の向上に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とする。

(対象範囲)

第2条 この要領は、秋田県農林水産部及び建設部（建築関係を除く）が所管する工事及び建設コンサルタント業務等を対象とする。ただし、災害復旧事業等の緊急を要するものは除く。

(取組内容)

第3条 初回打合せにおいて受発注者相互で確認、調整のうえ、次の各号に掲げる項目について積極的に取り組むものとする。

- (1) 昼休みや16時以降開始の打合せは行わない。
- (2) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (3) 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
- (4) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (5) 定時間際、定時後の依頼は行わない。
- (6) ワンデーレスポンスの対応を徹底する。
- (7) 工事又は業務の工程に影響する条件等を受発注者間で確認、共有する。

(その他)

第4条 災害発生等により緊急的な対応が必要な場合又は受発注者以外の都合等により取り組むことが困難な場合については、取組の対象外とする。

附 則

この要領は、令和2年8月19日以降に契約する工事及び業務から施行する。